

添付法令資料 2 :

韓国相続税及び贈与税法 (目次)

2018 年 12 月 31 日法律第 16102 号により一部改正 2019 年 1 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 6 条)
- 第 2 章 相続税の課税標準及び税額の計算
  - 第 1 節 相続財産 (第 7 条ないし第 10 条)
  - 第 2 節 非課税 (第 11 条及び第 12 条)
  - 第 3 節 相続税の課税価額 (第 13 条ないし第 15 条)
  - 第 4 節 公益目的出捐財産の課税価額不算入 (第 16 条及び第 17 条)
  - 第 5 節 相続控除 (第 18 条ないし第 24 条)
  - 第 6 節 課税標準及び税率 (第 25 条ないし第 27 条)
  - 第 7 節 税額控除 (第 28 条ないし第 30 条)
- 第 3 章 贈与税の課税標準及び税額の計算
  - 第 1 節 贈与財産 (第 31 条ないし第 43 条)
  - 第 2 節 贈与推定及び贈与擬制 (第 44 条ないし第 45 条の 5)
  - 第 3 節 贈与税の課税価額 (第 46 条及び第 47 条)
  - 第 4 節 公益目的出捐財産等の課税価額不算入 (第 48 条ないし第 52 条の 2)
  - 第 5 節 贈与控除 (第 53 条及び第 54 条)
  - 第 6 節 課税標準及び税率 (第 55 条ないし第 57 条)
  - 第 7 節 税額控除 (第 58 条及び第 59 条)
- 第 4 章 財産の評価 (第 60 条ないし第 66 条)
- 第 5 章 申告及び納付
  - 第 1 節 申告 (第 67 条ないし第 69 条)
  - 第 2 節 納付 (第 70 条ないし第 75 条)
- 第 6 章 決定及び更正 (第 76 条ないし第 79 条)
- 第 7 章 補則 (第 80 条ないし第 86 条)
- 附則